



# ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

## WEEKLY BULLETIN

創立 1969. 5. 30 会長 山本 英樹  
幹事 三宅 善太郎 会報委員長 奥田 秀行

RI 2660地区  
大阪城南ロータリークラブ

NO. 2343

2017-10-13

事務所 〒542-0012 大阪市中央区  
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号  
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899  
http://www.osaka-johnan-rc.org/  
E-mail:johnan25@crocus.ocn.ne.jp  
例会場 シェフン都ホテル大阪 上本町6-1-55  
TEL (06)6773-1111  
例会日 金曜日 12:30



ROTARY: MAKING A DIFFERENCE

ロータリー：変化をもたらす

2017-2018年度国際ロータリー会長 イアン H.S. ライズリー

### 本日の例会) 10月13日(第2例会)

- 卓話 「兄、岡本清一のこと」  
兄の業績としましては、現視点から見  
ましても、立派に華を咲かせたものと  
思わざるを得ません。  
岡本克持郎会員
- 職場見学 例会終了後～16:30  
ザ・パック大阪工場(東大阪)

### 次週のお知らせ) 10月20日(第3例会)

- 3分間情報 佐伯爲次会員
- 卓話 「自動運転自動車と法律」  
自動運転自動車の実用化にあたり、どの  
ような法的問題があるのかを概観する。  
小林正啓会員
- 情報集会&酒味の会  
集合場所 近鉄阿部野橋駅 改札前  
18:20 集合
- 食膳 〈中国 円卓料理〉

### 次々週のお知らせ) 10月27日(第4例会)

- 卓話 「大人のための話し方講座」  
元 FM802アナウンサー・ナレーター  
下間都代子様  
(奥田秀行会員担当)

### 先週の記事) 10月6日(第1例会)

- 出席報告  
出席会員 37名 (内免除会員 10名)  
会員総数 48名 (同上 16名)  
ゲスト 0名  
ビジター 1名  
計 38名  
ホームクラブ出席率 88.10%  
9月22日(第4例会) 補正出席率 100% (MU5名)
- ゲスト&ビジター(敬称略)  
佐々木恭一(大阪東)

### ◆会長の時間◆

今月は、経済と地域社会の発展月間です。経済と地  
域社会の発展とは、言い換えれば貧困の撲滅です。  
ロータリーにおける推奨される貧困撲滅の活動は、雇  
用機会の創出、収入源の確保とされており、貧困層の  
人々、特に女性、若者の社会における地位向上が重視  
されます。

### ◆幹事報告◆

- 昨年度のIM8組ロータリーデーの会計報告が、ホス  
トの大阪イブニングRC様から届きました。総費用約  
180万円でした。
- 10月のロータリーレートは1ドル=112円です。

### ◆委員会報告◆

親睦・出席委員長 梅崎道夫  
10月20日(金)の「情報集会&酒味の会」の最終案  
内をポストしております。どうぞご確認ください。情報  
集会は、「ロータリーでは、出席が何故大切なのか？」  
というテーマで意見交換をお願いします。また、今回の  
情報集会は、新人歓迎会を兼ねていますので、新入会  
員の方々とも積極的にご歓談頂くようお願い致します。

社会奉仕委員長 中谷佳正  
10月1日(日)に吉野青根ヶ峰植樹地の視察を行  
いました。山本会長、三宅幹事、畑田会員、中尾会員、  
宇津井会員、中谷(佳)の6名が参加し、現地で吉野森  
林組合の坂本氏と合流しました。下草刈り、苗木管理  
をやって頂き、大きく成長している木もありますが、傾  
斜地や日当たりの関係で根付きの悪い木も多数ある  
のが現状です。当日の写真を回覧させていただきます。

職業奉仕委員長 西澤吉樹  
(幹事 三宅善太郎 代読)  
職場見学が来週例会後にございます。ホテル1F  
玄関集合で、ザ・パック(株)様の大阪工場を訪問致し  
ます。ザ・パック(株) 中尾社長がバスの用意をして下  
さっております。

10月は経済と地域社会の発展月間 / 米山月間です!!

卓話

10月6日〈第1例会〉

「契約、折衝における誠実義務について」



遠田義昭会員

1. 市民社会における個々の取り決めは、契約が成立することによってその目的を達します。勿論その契約にも基本的には法令等の定めがあり、民法では信義誠実の原則という大原則が

あり、その外交渉はルールに従って行われることが必要です。権利の変動を目的として行われる行為を法律行為と呼ばれています。

その行為の中に、効果意思と言われる本来の目的の意思と表示行為という外部に表れた言動は通常は一致していますが、時には何らかの理由で、例えば詐欺又は強迫により一致しない場合があります。この場合取消することが必要となりますが、相手にその取消しの意思表示が届かねばなりません。取消しは口頭によっても出来ませんが、書面による方が明確です。然し相手が所在をくらし行方不明になると、取り消す旨の配達証明付き内容証明書を送っても届かず、取消しの効果が生じません。このような場合、住民票の住所地や居所の近隣におられる方の証明(裁判所により取扱いが違うことがあるので予めよく聞いておくのが良いと思います)により相手方が住民票の住所地や居所に不在で転居先も不明であることが立証されると、公示送達という方法で送達を行う手続をしてくれます。この制度は訴訟を提起する場合にも利用でき、実務上便利な制度です。然し相手方本人には分からないまま権利関係が進行するので、後日本人が現れて手続きや内容に異議が出たりして問題とされることが考えられますから、完全な制度ではありませんが、一応の目的は達せられます。

不動産の登記問題、明渡し等を求める場合には、とりあえず解決できることになるので、完全でないとしても困った状態をとりあえず解決することになります。

2. その他現代の社会において、特殊な意思表示の交流の場があります。即ち、企業における使用者側と労働組合との対決の場合です。労働基準法や労働組合法が何故制定されているかは皆様お分かりと思います。労働者が一人で企業の使用者側と交渉しても、企業側のペースになり勝ちです。ところが団体交渉は、企業即ち使用者側が組合側より団体交渉を申し込まれると、労働者が属する労働組合と対

決せねばなりません。その交渉は単なる意思表示の折衝ではなく、企業と組合の力との対決であります。勿論そこでは互いに主張すべきことは明確に主張しなければなりません。労働者側は、組合の力をバックに要求を厳しく請求します。企業も必死になって対抗して防ごうとします。然し、団交は飽く迄も議論の場であり喧嘩ではありませんから、暴力的発言をしたり物を破壊するようなことは禁じられており、双方とも議論をつくすべきものなのです。企業側がその主張の裏付けとなる資料を呈示して説明をしても、組合側が飽く迄も自己の主張にこだわり、議論が進まない場合には、企業側は議論を打ち切って席を立っても良いとされています。また逆に労働者側が組合活動をして企業側から妨害を受けた場合、不当労働行為として問題となります。更に組合側より団体交渉を申し出られて企業側が正当な理由なく団体交渉を拒むと、不当労働行為として組合側より労働委員会に救済の申立てがなされます。

にここ箱

10月6日(第1例会)

- つまらないお話をお聞かせ致します。  
遠田会員
- 米国戦没者慰霊施設視察。ワシントン・アーリントン、ハワイ・ミズーリ号等に献花し、無事帰国。  
岡倉会員
- 三宅さん、ホールインワンおめでとうございます。物入りなのに記念品をいただきありがとうございます。
- 岡部(泰)会員
- ゴルフ遠征、ドタキャンすみませんでした。  
中尾会員
- 浅井様、先日は素晴らしいひとときをありがとうございました。  
宇津井会員
- アイスランドでオーロラの撮影に成功。浅井会員にカメラの指導を受けたおかげです。ありがとうございました。  
中谷(徹)会員
- おかげさまで、1985年10月3日、都ホテル大阪として開業して32才となりました。  
鳥居会員
- その他、お祝い 19件

お知らせ

◆金山会員 メールアドレス訂正  
新 shu-shu.g42-osk@gatsuzouji.or.jp

(編集担当 宮田・山本(智))

会員増強にご協力を!!